

## 北海道ひだか観光ナビを利用した戦略的広報事業委託業務説明書

### 1 業務名

北海道ひだか観光ナビを利用した戦略的広報事業委託業務

### 2 業務の目的

平成 31 年(2019 年) 1 月に開設した北海道日高振興局の観光情報ホームページ「北海道ひだか観光ナビ」を通して、日高地域の魅力あふれる観光情報を効果的に発信することにより、観光地としてのひだかの魅力を浸透させ、観光入込客数の増加を図ることを目的とする。

### 3 業務の概要

本業務では、北海道日高振興局の観光情報ホームページ「北海道ひだか観光ナビ」へのアクセス増加に向けた広告の企画・制作・出稿・運営管理及び広告の効果測定とその改善策を行うものとする。なお、広告は下記のターゲットにアプローチできる媒体を選定し、複数の媒体を用いる際には媒体同士の連動性を意識し、広告効果を最大限高めるよう工夫すること。また、ランディングページを用いた提案を行う際にはその企画・制作も行うものとする。

#### (1) ターゲット

時間とお金にゆとりのある道外在住の 55 歳～64 歳

(ア) 普段、車を運転している。

(イ) 子供がいないもしくは独立しており、自分又は夫婦の時間が持てる。

(ウ) 北海道へは何度か訪れたことがある。

#### (2) 広告の企画・制作・出稿・運営管理

ターゲットに対して広告効果が最大となるよう、広告戦略を企画し、広告を出稿、運営管理を行うこと。

#### (3) 広告効果の測定・改善策の実施

広告の効果を検証し、定期的に日高振興局に報告すること。また、広告の発信状況を踏まえ、広告媒体の変更など費用対効果を意識した改善策を実行すること。

#### (4) 広告掲載を掲載する媒体の基準

次の各号に掲げる媒体へは広告を掲載しないよう配慮すること

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(エ) 政治性または宗教性のあるもの

(オ) 特定の主義主張を目的とするもの

(カ) 前各号に掲げるもののほか、北海道日高振興局が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

#### (5) その他

本説明書に記載されていない事項は双方協議により決定するものとする。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和 2 年(2020 年) 2 月 17 日 (月) まで

### 5 予算上限額

1,392 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 6 成果品

(1) 実績報告書 (A4版) 紙媒体 1 部および電子媒体 (CD-ROM又はDVD-ROM)

(2) 本事業で広告出稿を行った媒体の見本 (雑誌、新聞広告等を出稿した場合)

(3) 本事業で制作した制作物 (ランディングページデータ、バナー用の画像等)

## 7 手続方法

### (1) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

ア 提出書類 参加表明書、添付資料

イ 様式 参加表明書：別添様式による。  
添付資料：発行者の定める様式による。

ウ 提出部数 参加表明書、添付資料とも1部

エ 提出期限 令和元年(2019年)9月3日(火) 午後5時(必着)

オ 提出場所 11に同じ。

カ 提出方法 持参又は郵送(書留または簡易書留に限る。持参の場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時。)

### (2) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、北海道日高振興局からの提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

ア 提出書類 企画提案書、付属資料

イ 様式 企画提案書：別添様式による。  
付属資料：A4サイズの任意様式による。

ウ 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。  
提案者名は、文中にも記載しないよう注意すること。

エ 提出期限 令和元年(2019年)9月18日(水) 午後5時(必着)

オ 提出場所 11に同じ。

カ 提出方法 持参又は郵送(書留または簡易書留に限る。持参の場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時。)

### (3) プロポーザル審査会の開催

企画提案された内容について、ヒアリングを実施する。

ア 日時、場所等については別途通知する。

イ ヒアリングは、提案者が企画提案書及び付属資料に記載された内容について説明を行った後、質疑応答を行う。

ウ 企画提案書提出者が5者を超え、効率的な審査の確保が困難な場合は、委員による書類選考を行い、上位5者程度をヒアリングの対象とする。

エ ヒアリングに参加できなかった場合は棄権とみなす。

オ 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 8 審査基準

審査は主に次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

### (1) 事業者の業務遂行能力

ア 業務の実施体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか。

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールになっているか。

### (2) 企画提案の内容

ア 業務の目的を十分理解しているか。

イ ターゲットに対して確実にアプローチできているか。

ウ ゴール(ひだか地域の魅力の認知)までのストーリーが設計されているか。

エ 見積額が提案内容に対して割安か・割高か。また、効果を最大化できる予算配分か。

オ 効果の測定、検証を確実にできる手法となっているか。

### (3) 事業の全体評価

企画提案全般を通じ、想定される広告がひだか地域への誘客を期待できる内容となっているか。

## 9 委託契約に関する基本事項

- (1) 業務内容の詳細は企画提案の内容を基本として、北海道日高振興局と受託者が協議して決定する。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。
- (3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は、原則として北海道に帰属するものとする。
- (4) 受託者に対し、契約締結時に契約金額の100分10以上の契約保証金の納付を求める場合がある。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 契約書  
別途作成する。
- (3) 無効となる提出書類  
参加表明書、企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。  
ア 提出方法、提出期限、提出先に適合しないもの。  
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。  
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。  
エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 全ての提出書類は返却しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出、資料の追加、差し替えは認めない。
- (7) 提出された企画提案書は参加者の選定及びプロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
- (8) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書は公表する場合がある。

## 11 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号  
北海道日高振興局 産業振興部 商工労働観光課 観光振興係（担当：小牧）  
電話 0146-22-9283(直通) FAX 0146-22-7517  
E-mail hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp